

居宅介護支援重要事項説明書

当事業所は利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 法人の概要

法人種別・名称	社会福祉法人	恒勝会
代表者名	理事長	上田 淳
所在地・電話番号	水戸市青柳町3796番地	029-224-5855

2. 事業所の概要

事業所名	ライフピア居宅介護支援事業所	
所在地・電話番号	水戸市青柳町3796番地	029-225-9016
介護保険指定番号	0870100203	
通常の事業の実施地域	水戸市、ひたちなか市、那珂市、茨城町	
営業日	月曜～金曜（土曜・日曜及び12月30日～翌1月3日の間は休業）	
営業時間	8時30分～17時30分（携帯電話により24時間連絡体制可能）	

3. 事業所の職員体制

管理者・主任介護支援専門員	黒川 佳之
介護支援専門員	若干名
担当介護支援専門員	_____

4. 居宅介護支援の具体的な流れ

(1) インテークワーク

初回の相談依頼を受けて、利用者、家族と面談をします。

(2) アセスメント

利用者の居宅を訪問して利用者、家族と面談した上で課題の分析をします。

(3) 居宅サービス計画原案の作成

アセスメント後居宅サービス計画原案の作成をします。

(4) サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画原案を基に利用者、家族、専門職等とサービス担当者会議を開催します。

(5) 文書による同意

サービス担当者会議にて居宅サービス計画書の検討後利用者又は家族より文書による同意を受けて交付します。

(6) モニタリングの実施

少なくとも月1回、利用者宅を訪問し面談してモニタリングを実施し結果を記録します。

(7) 居宅サービス計画の変更

利用者の状態が変化した場合等は速やかに居宅サービス計画の変更のための、(2)から(5)の実施をします。

5. 居宅介護支援提供にあたっての留意事項

(1) 利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。

(2) サービス事業所の選定にあたりまして、利用者は複数のサービス事業所等の紹介を介護支援専門員に求める事ができます。また居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

(3) 公正、中立なケアマネジメントの確保を図る一環として、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況を説明いたします。(別紙1参照)

(4) 医療機関に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を医療機関にお伝えするようお願いいたします。

(5) 医療系のサービス(訪問看護や通所リハビリテーション等)を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得てかかりつけ医師の意見をお聞きします。

(6) 口腔に関する事、服薬状況について問題が生じた場合には、利用者の同意を得て、かかりつけ歯科医師又は薬剤師等に報告をいたします。

6. 介護支援専門員の変更について

(1) 事業所の都合により介護支援専門員を変更することがあります。その際は事前に利用者、家族へ説明させていただきます。

(2) 契約者は、担当の介護支援専門員の交換を申し出ることができます。この場合、変更を希望する理由を明記した書面を提出していただきます。

なお、契約者から特定の介護支援専門員を指名することはできません。

7. 事故発生時の対応等

事業所が利用者に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、関係市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

8. 虐待防止に関する事項

利用者の人権の擁護、虐待等の発生又はその再発を防止するため、対策検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を設置していきます。

9. 衛生管理（感染症対策の強化）に関する事項

事業所における感染症の予防、及びまん延の防止のため、対策検討委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練を実施していきます。

10. 業務継続計画の策定

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該「業務継続計画」に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていきます。

11. サービス内容に関する苦情

相談窓口では事業所の居宅介護支援に関するご相談、苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

別に下記の事業所以外の、市区町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

窓 口	住所・電話番号・受付時間
ライフピア居宅介護支援事業所	受付窓口担当 黒川 佳之 電話番号 029-225-9016 受付時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで
水戸市役所 (介護保険課)	所在地 水戸市中央1丁目4番1号 電話番号 029-224-1111 (直通 029-232-9177) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談室	所在地 水戸市笠原町978番地の26 電話番号 029-301-1565 受付時間 午前9時から午後5時まで

12. 秘密の保持

- ① 事業所に所属する職員は、サービスを提供するうえで知り得た利用者、家族等に関する個人情報等を正当な理由なく第三者に漏らすことはいたしません。
- ② 事業所は、利用者に医療上緊急に必要がある場合又はサービスを提供するために必要がある場合は、利用者に関する心身等の情報を医療機関又はサービス担当者会議等に提供することがあります。

13. 利用料金

(1) 利用料

要介護を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、法定代理受領をできなくなった場合は、下記の金額をいただき、事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を、後日住所地の市区町村窓口にて提供しますと、厚生労働大臣が定める基準により算出した居宅介護並びに居宅介護支援サービス計画費の額の戻しを受けられます。（金額は1ヵ月につき）

居宅介護支援費		11,620円（1,086単位×10.70円）要介護1.2
		15,097円（1,411単位×10.70円）要介護3.4.5
加 算 費 用	特定事業所加算（Ⅱ）	4,504円（421単位×10.70円）対象月のみ
	初回加算	3,210円（300単位×10.70円）対象月のみ
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,675円（250単位×10.70円）対象月のみ
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,140円（200単位×10.70円）対象月のみ
	退院・退所加算	4,815円～9,630円（450～900単位×10.70円）対象月のみ
	通院時情報連携加算	535円（50単位×10.70円）対象月のみ

(2) 交通費

前記の2の（1）の通常の事業の実施地域（水戸市、ひたちなか市、那珂市、茨城町）にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費として、実施地域を超えた地点から1キロメートルにつき50円をいただきます。

(3) 料金の支払い方法

料金が発生する場合の支払いは、月ごとに計算し、翌月5日までに請求しますので、15日以内にお支払い下さい。支払いの方法は、事業所指定の口座に振り込んでいただくことといたします。

以上、指定居宅介護支援の提供に関する重要事項を、本書面に基づき説明いたしました。

令和 年 月 日

社会福祉法人 恒勝会 理事長 上田 淳

説明者 水戸市青柳町3796番地

ライフピア居宅介護支援事業所

介護支援専門員

印

私は、本書面に基ついて事業者から指定居宅介護支援に関する重要事項の説明を受け、同意します。

令和 年 月 日

郵便番号

住 所

氏 名

印

私は、以上の説明に立会い、内容を確認しましたので、本人の意思を確認し、本人に代わり署名しました。

本人との関係

郵便番号

住 所

氏 名

印